

さつま町職員の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

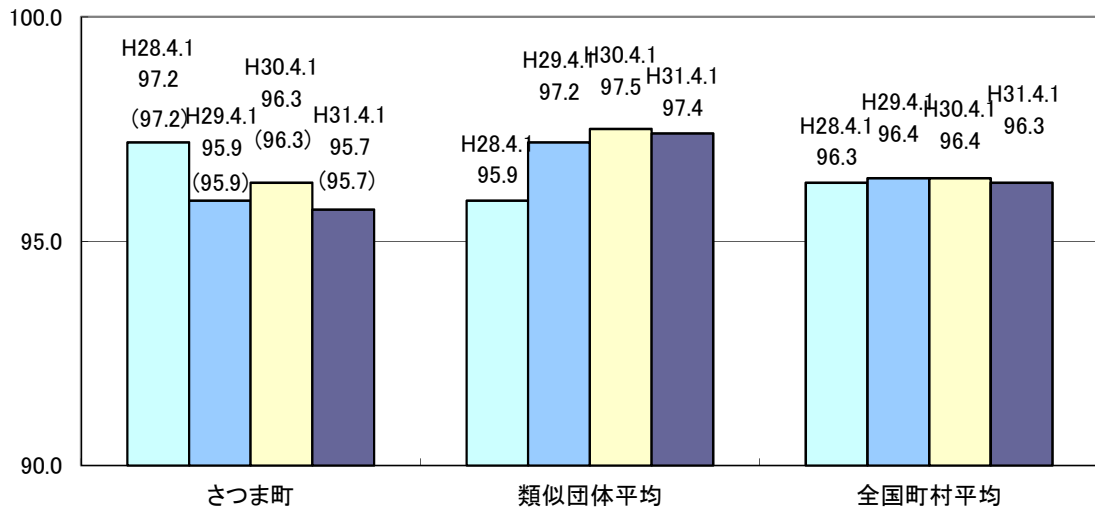
区 分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 平成29年度の人件費率
30年度	人 21,398	千円 14,291,325	千円 821,528	千円 2,886,265	% 20.2	%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 292	千円 1,192,344	千円 137,284	千円 479,184	千円 1,808,812	千円 6,195	千円 5,608

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

※ 平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事院委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	格差 A - B	勧告 (改定率)		
30年度	円	円	円	%	%	%

(注) 「民間給与」, 「公務員給与」は人事委員会勧告においての公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事院委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の支給 月数 B	格差 A - B	勧告 (改定月数)		
30年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合, 「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日
(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

該当なし

③その他見直し内容

55歳を超える職員について、標準の勤務成績では昇給停止(平成28年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
さつま町	44.3 歳	324,800 円	359,511 円	345,673 円
鹿児島県	44.4 歳	318,800 円	390,889 円	351,698 円
国	43.4 歳	329,433 円	— 円	411,123 円
類似団体	40.8 歳	304,960 円	369,422 円	332,600 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
さつま町	50.4歳	20人	336,300円	358,440円	353,940円	—	—	—	—
うち衛生作業員	49.3歳	6人	335,300円	365,000円	360,700円	廃棄物処理業	45.9歳	296,600円	1.23
うち給食調理員	53.1歳	6人	339,200円	344,683円	340,283円	調理士	44.7歳	200,800円	1.72
うち用務員	49.3歳	8人	334,900円	363,825円	359,125円	用務員	55.6歳	211,600円	1.72
鹿児島県	54.7歳	244人	326,200円	371,657円	349,829円	—	—	—	—
国	50.9歳	2,431人	287,312円	—	329,380円	—	—	—	—
類似団体	51.3歳	9人	277,711円	300,028円	287,774円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
さつま町	—	—	—
うち衛生作業員	6,018,000円	4,102,900円	1.47
うち学校給食員	5,771,796円	2,721,100円	2.12
うち用務員	6,020,100円	2,883,400円	2.09

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成28～30年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区分		さつま町	鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	170,100 円	181,200 円	180,700 円
	高校卒	148,600 円	149,000 円	148,600 円
技能労務職	大学卒	163,300 円	—	—
	高校卒	143,800 円	155,900 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成31年4月1日現在）

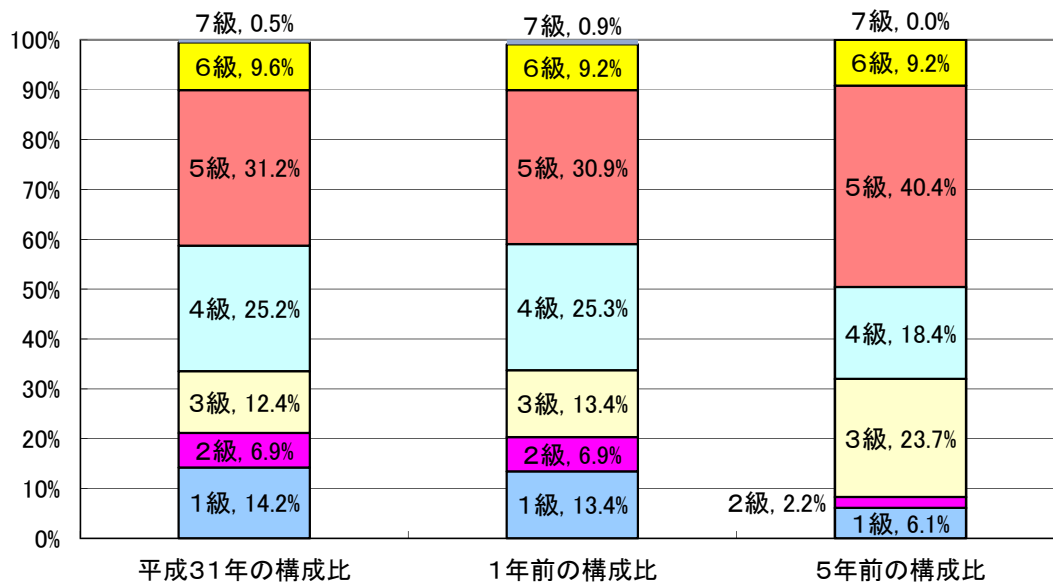
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	241,844 円	336,300 円	367,533 円	388,275 円
	高校卒	202,850 円	292,425 円	348,850 円	376,780 円
技能労務職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	322,433 円	344,175 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成31年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う課長、議会事務局長、各委員会の事務局長の職務又はこれらに相当する職務	1	0.5	362,900	444,900
6級	課長、議会事務局長、各委員会の事務局長の職務又はこれらに相当する職務	21	9.6	319,200	410,200
5級	1 課長補佐の職務又はこれに相当する職務 2 主幹の職務又はこれに相当する職務	68	31.2	288,900	393,000
4級	1 係長の職務又はこれに相当する職務 2 主査の職務又はこれに相当する職務	55	25.2	263,000	381,000
3級	主任の職務又はこれに相当する職務	27	12.4	230,000	350,000
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事若しくは技師の職務又はこれらに相当する職務	15	6.9	194,000	304,200
1級	1 定型的な業務を行う主事補若しくは技師補の職務又はこれらに相当する職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事若しくは技師の職務又はこれらに相当する職務	31	14.2	144,100	247,600

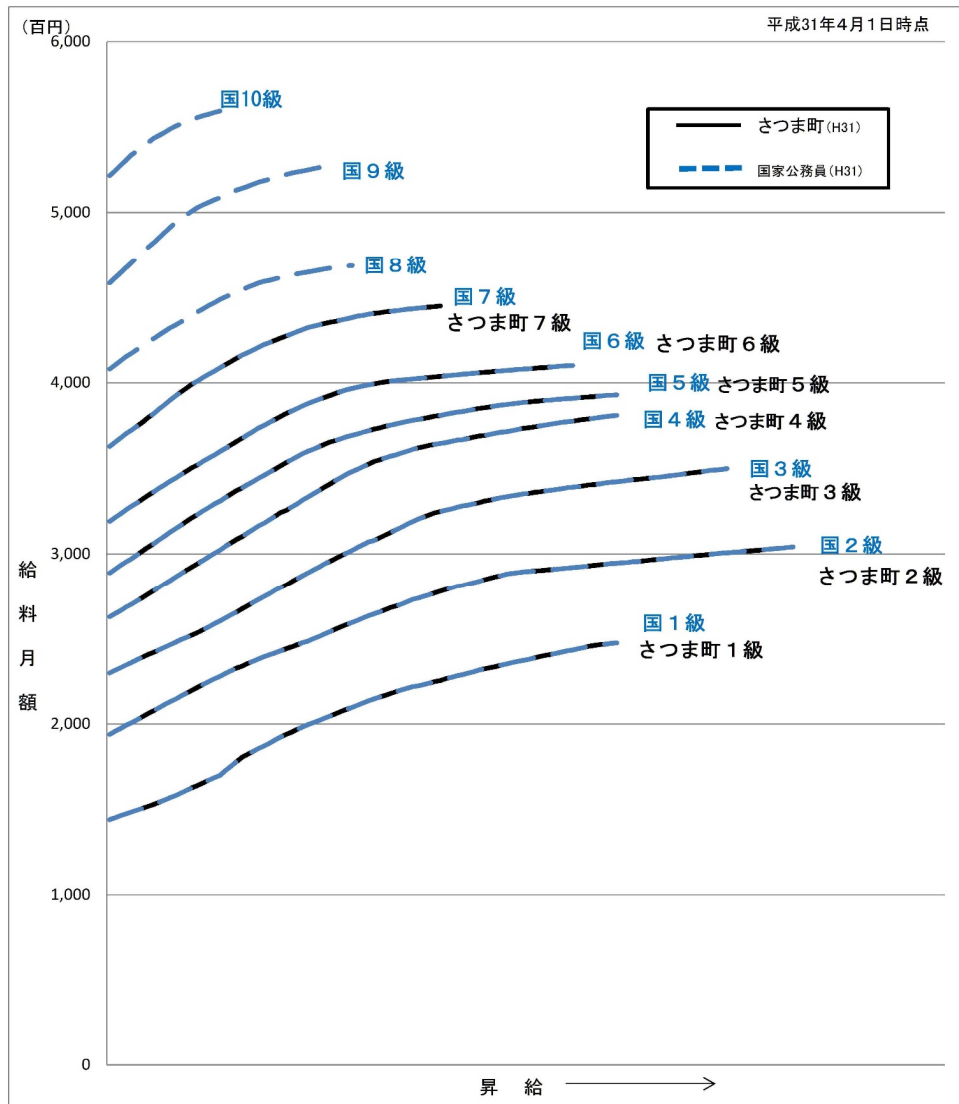
- (注) 1 さつま町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国と給与表カーブ比較表（行政職（一））（平成31年4月1日現在）

12-3 国との給料表カーブ比較（行政職（一））



級別人員構成比

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
団体	14.2%	6.9%	12.4%	25.2%	31.2%	9.6%	0.5%			

(3) 昇給への人事評価の活用状況（さつま町）

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を実施した	○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位, 標準, 下位の区分	○		○	○
	上位, 標準の区分				
	標準, 下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）	/		○	/
ロ	人事評価を実施していない				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

さつま町	鹿児島県	国
1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,558 千円	1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,697 千円	—
(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%, 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（さつま町）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した	○		○	
活用している成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位, 標準, 下位の成績率	○		○	
上位, 標準の成績率				
標準, 下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）	△	○	△	○
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（平成31年4月1日現在）

さつま町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	26.365500 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (退職手当組合特例制度による)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2%~4.5%)		
(退職時特別昇給 制度なし)					
1人当たり平均支給額	21,342 千円	23,056 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成31年4月1日現在）

該当なし

(4) 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）		781 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）		11,485 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）		20.6 %		
手当の種類（手当数）		6 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成30年度決算）	左記職員に対する支給単価
徴税事務従事手当	主として徴税事務に従事する職員	—	150 千円	月額500円
感染症防疫作業手当	左記業務に従事する職員	—	0 千円	作業に従事した日1日につき 500円
行旅病人及び行旅死亡人 取扱従事手当	左記業務に従事する職員	—	0 千円	作業に従事した日1日につき 1,000円
救急、火災出動手当	消防職員	—	596 千円	従事回数1回につき 150円
潜水業務手当	消防職員	—	35 千円	従事回数1回につき 300円
緊急消防応援隊出動手当	消防職員	—	0 千円	作業に従事した日1日につき 3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	45,763 千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	160 千円
支給実績（29年度決算）	48,613 千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	168 千円

(6) その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （平成30年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （平成30年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 母子等 6,500円 特定期間の加算 5,000円	同		44,215 千円	245,639 円
住居手当	借家・借間の場合（家賃12,000円を超える場合）、家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	同		19,801 千円	208,432 円
通勤手当	①交通機関等の利用者について、片道2km以上であり55,000円を限度に支給 ②自動車等の利用者について、片道2km以上であり15,800円を限度に支給	異	①同じ ②片道25km以上については15,800円を限度に支給	12,106 千円	52,635 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 1種：45,000円 2種：35,000円 3種：25,000円	同		10,590 千円	365,172 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日・休日に勤務した場合に支給 1種：6,000円 2種：5,000円 3種：3,000円	同		119 千円	14,875 円

5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	788,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	622,000 円	890,000 円 / 385,000 円	730,000 円 / 530,000 円
報 酬	議 長	316,000 円	445,000 円 / 271,000 円	
	副 議 長	260,000 円	375,000 円 / 217,000 円	
	議 員	236,400 円	344,000 円 / 202,000 円	
期 末 手 当	町 長	(平成30年度支給割合) 3.35 月分		
	副 町 長	(10%加算措置あり)		
退 職 手 当	議 長	(平成30年度支給割合)		
	副 議 長	3.35 月分		
	議 員	(10%加算措置あり)		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	788,000円×勤続年数×500/100	15,760,000円	任期毎
	備 考	622,000円×勤続年数×280/100	6,966,400円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

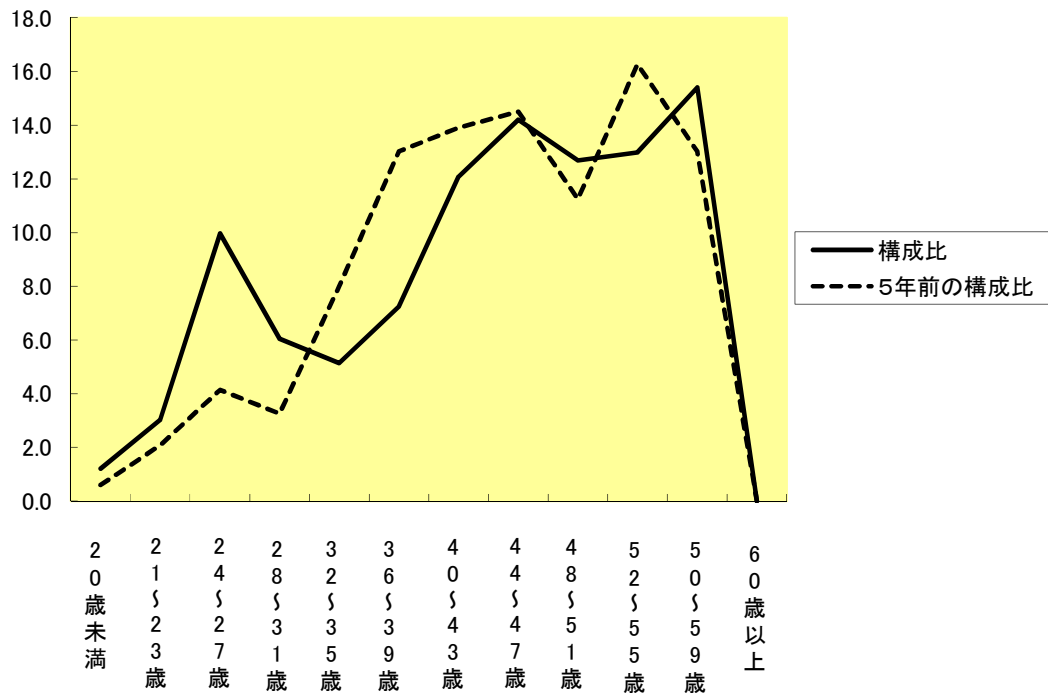
(各年4月1日現在)

分部門	区	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成30年	平成31年		
普通会計部門	議会	3	3	0	
	総務	64	66	2	情報政策部門強化, 地域支援業務移管による増
	税務	22	22	0	
	農林水産	42	39	△3	本庁、支所業務体制見直し, 退職に伴う減
	商工	8	7	△1	業務見直しによる減
	土木	15	17	2	土木技師拡充による増
	民生	20	21	1	福祉部門業務増による増
	衛生	19	19	0	
	計	193	194	1	<参考> 人口1万当たり職員数 90.66 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 60.61 人)
	教育部門	51	52	1	本庁、支所業務体制見直しによる増(国体関係)
	消防部門	48	48	0	
	小計	292	294	2	<参考> 人口1万当たり職員数 137.40 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 75.71 人)
	会計部門 公営企業等	水道	8	8	0
その他		30	29	△1	育休者の一時配置による減
小計		38	37	△1	
合計		330 [338]	331 [338]	1 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 154.69 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成31年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

概算	4	10	33	20	17	24	40	47	42	43	51	0	331
----	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	-----

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	200	193	196	197	193	194	△6 (△3.0%)
教育	60	57	57	56	51	52	△8 (△13.3%)
消防	42	42	45	46	48	48	6 (14.3%)
普通会計計	302	292	298	299	292	294	△8 (△2.6%)
公営企業等会計計	37	32	32	33	38	37	0 (0.0%)
総合計	339	324	330	332	330	331	△8 (△2.4%)

- 注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
30年度	405,301	5,969	63,398	15.6	16.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
30年度	8	34,700	2,981	14,291	51,972	6,497

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円
6,181

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成31年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
さつま町水道事業	45.6 歳	347,187 円	506,391 円
団体平均	44.3 歳	340,929 円	514,169 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

さつま町水道事業		さつま町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(平成30年度)		1人当たり平均支給額(平成30年度)	
1,786 千円		1,558 千円	
(平成30年度支給割合)		(平成30年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.85 月分	2.60 月分	1.85 月分
(1.45) 月分	(0.90) 月分	(1.45) 月分	(0.90) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算 5%, 10%		・ 役職加算 5%, 10%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成31年4月1日現在）

さつま町（水道事業）			さつま町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	26.365500 月分	勤続20年	19.6695 月分	26.365500 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （退職手当組合特例制度による）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （退職手当組合特例制度による）	
（退職時特別昇給 制度なし）			（退職時特別昇給 制度なし）		
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	21,342 千円	23,056 千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	1,206 千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	151 千円

エ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（30年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 母子等 6,500円 特定期間の加算 5,000円	同		1,084 千円	216,800 円
住居手当	借家・借間の場合（家賃12,000円を超える場合）、家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	同		0 千円	0 円
通勤手当	①交通機関等の利用者について、片道2km以上であり55,000円を限度に支給 ②自動車等の利用者について、片道2km以上であり15,800円を限度に支給	異	①同じ ②片道25km以上については15,800円を限度に支給	256 千円	36,571 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 1種：45,000円 2種：35,000円 3種：25,000円	同		420 千円	420,000 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日・休日に勤務した場合に支給 1種：6,000円 2種：5,000円 3種：3,000円	同		15 千円	15,000 円